

神ノ島工業団地土壌汚染対策費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この補助金は、長崎港湾漁港事務所（以下「事務所」という。）が分譲する神ノ島工業団地の土地（以下「分譲地」という。）において、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する特定有害物質による汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずる者に対し当該汚染の除去等に必要となる費用の一部を補助することにより、土壌汚染対策の推進を図り、もって、神ノ島工業団地の販売促進を図ることを目的とする。

(補助事業の内容)

第2条 次の要件を全て満たす分譲地の購入者に対して、その者が実施する汚染の除去等の措置に係る経費について土地購入金額の1割を限度として補助を行う。

- (1) 神ノ島工業団地における汚染の除去等の措置が必要とされる海側の分譲地C-1及びC-2（以下「分譲地」という。）を購入した者
- (2) 分譲地取得（所有権移転）の後、2年以内に建設工事に着工する者

(補助金の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、以下のとおりとする。ただし、(3)により算出された補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 事務所が算定する分譲地における舗装・盛土等に要する費用
- (2) 盛土をせず、通常土壌を処分するものに要する経費
- (3) 上記(1)から(2)を差し引いた額

(事業の実施計画)

第4条 この補助金を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、汚染の除去等の措置を実施する30日前までに、長崎港湾漁港事務所長（以下「所長」という。）へ神ノ島工業団地土壌汚染対策費補助金事業実施計画書（様式第1号。以下「計画書」という。）を提出しなければならない。

2 前項により計画書を提出しようとする者は、その提出時に仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これに減額して提出しなければならない。ただし、提出時において仕入れに係

る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(実施計画の認定)

第5条 所長は、前条に規定する計画書の提出があったときは、これを審査し、補助事業者はその結果を神ノ島工業団地土壌汚染対策費補助金事業実施計画認定通知書（様式第2号。以下「認定通知書」という。）により通知するものとする。

(実施状況の報告)

第6条 補助事業者は、所長が指示したときは、補助事業の実施状況を速やかに報告しなければならない。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第7条 補助金事業者は、神ノ島工業団地土壌汚染対策補助金交付申請書兼実績報告書（様式第3号、以下「申請書等」という。）に関係書類を添えて、所長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書等を、当該補助事業の完了した日から起算して1箇月以内に所長に提出しなければならない。

3 第4条第2項ただし書きの規定により計画書を提出した者は、第1項の申請書等を提出する場合において、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、この金額を補助金の額から減額して所長に報告しなければならない。

4 計画書を提出した者は、第1項の申請書等を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて提出又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに所長へ報告しなければならない。この場合において、所長は、当該金額の返還を請求するものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第8条 所長は、前条の規定により申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認め、実績報告に係る補助対象事業の成果が法や要綱等の規定に適合すると認めたときは、予算の範囲内において、補助金の交付決定（交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件）及び補助金の額の確定を行い、神ノ島工業団地土壌汚染対策補助金交付決定兼交付額確定通知書（様式第4号。以下「確定等通知書」という。）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 確定等通知書を受けた者は、神ノ島工業団地土壌汚染対策補助金交付請求書（様式第5号。以下「請求書」という。）により、請求するものとする。

(交付の決定の除外)

第10条 所長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する者であると認めるときは、交付の決定を行わないものとする。ただし、所長が別に定める補助金等に係る申請にあつては、この限りでない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他所長が認めるもの

(是正のための措置)

第11条 所長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示することができる。

2 第7条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

(補助金等の交付の決定の取消し)

第12条 所長は、補助事業者が第10条の各号のいずれかに該当することが判明し、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令等又はこれに基づく所長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 第8条の規定は、第1項又は第2項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第13条 所長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 所長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 所長は、第1項の返還の命令に係る補助金の交付の決定の取消しが前条第2項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

4 補助事業者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとした措置及び

当該補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、所長に提出しなければならない。

(加算金及び延滞金)

- 第14条 補助事業者は、第12条第1項の規定による補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を事務所に納付しなければならない。
- 2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を事務所に納付しなければならない。
- 5 所長は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 6 補助事業者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助金の返還を遅延させないためとった措置及び当該加算金又は延滞金の納付を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、所長に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

- 第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附則

- 1 この要綱は、令和2年2月25日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金にかかる予算が成立した場合に適用するものとする。

年 月 日

長崎港湾漁港事務所長 様

申請者住所

氏名

印

神ノ島工業団地土壌汚染対策費補助金事業実施計画書

このことについて、下記のとおり神ノ島工業団地土壌汚染対策費補助金事業実施計画を提出します。

記

1 事業の目的

- ・建物建設に伴い必要となる土壌汚染対策に係る汚染の除去等の措置

2 事業の内容

- ・実施する汚染の除去等の措置の内容
- ・実施措置を選択した理由

3 事業着工予定年月日

年 月 日

4 事業完了予定年月日

年 月 日

5 事業費（掘削費、処分費、運搬費等）

円

- 添付書類
- ・事業実施計画書及び所要額内訳書（別紙1）
 - ・その他長崎港湾漁港事務所長が必要と認める書類

(別紙1)

事業実施計画書及び所要額内訳書

1 土壌汚染対策として実施予定の工事等

(1) 事業実施計画

(実施を予定している土壌汚染対策の工事内容を詳細に記載すること)

※1 工事場所が分かる図面等の関係書類を添付すること

※2 本計画において、土壌汚染対策法に基づき長崎市へ提出した書類があれば、その書類の写しを添付すること

(2) 所要額内訳

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
(例) 掘削費 運搬費 処分費 ○○○ ・ ・ ・	円		
合計			

※工事の積算内訳の根拠となる見積書等の関係資料を添付すること

2 土壌汚染対策が不要と仮定した場合の工事等

(1) 想定される事業実施計画

(実施が想定される工事内容を詳細に記載すること)

※工事場所が分かる図面等の関係書類を添付すること

(2) 所要額内訳

経費区分	対象経費の 支出想定額	積 算 内 訳	備 考
(例) 掘 削 費 運 搬 費 処 分 費 ○ ○ ○ ・ ・ ・	円		
合 計			

※工事の積算内訳の根拠となる見積書等の関係資料を添付すること

年 月 日

様

長崎港湾漁港事務所長

神ノ島工業団地土壌汚染対策費補助金事業実施計画認定通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、神ノ島工業団地土壌汚染対策補助金事業として認定します。

つきましては、事業完了後に「神ノ島工業団地土壌汚染対策費補助金交付申請書兼実績報告書」を提出してください。

（実績報告書に添付するもの）

- ・ 事業実施報告書及び精算額内訳書（別紙1）
- ・ 請負又は委託事業の契約書の写し
- ・ 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別紙2）
- ・ その他長崎港湾漁港事務所長が必要と認める書類

年 月 日

長崎港湾漁港事務所長 様

申請者住所

氏名

印

神ノ島工業団地土壌汚染対策費補助金交付申請書兼実績報告書

このことについて、下記のとおり事業が完了したので報告します。併せて補助金の交付を申請します。

記

1 事業の実績

- ・実施した汚染の除去等の措置の内容
- ・実施した措置を選択した理由

2 事業着工年月日 年 月 日

3 事業完了年月日 年 月 日

4 事業費

- ・総額 円
- ・補助金 円

添付書類

- ・事業実施報告書及び精算額内訳書（別紙1）
- ・請負又は委託事業の契約書の写し
- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別紙2）
- ・その他長崎港湾漁港事務所長が必要と認める書類

(別紙1)

事業実施報告書及び精算額内訳書

1 土壌汚染対策として実施した工事等

(1) 事業実施報告

<p>(実施した土壌汚染対策の工事内容を詳細に記載すること)</p>

※工事場所が分かる図面等の関係書類を添付すること

(2) 精算額内訳

経費区分	対象経費の 支出済み額	積算内訳	備考
(例) 掘削費 運搬費 処分費 〇〇〇 ・ ・ ・	円		
合計			

※工事の積算内訳の根拠となる請求書等の関係資料を添付すること

2 土壌汚染対策が不要と仮定した場合の工事等

(1) 想定された実施事業

(実施した工事实績に対して想定された工事内容を詳細に記載すること)

※1 工事場所が分かる図面等の関係書類を添付すること

※2 本実績において、土壌汚染対策法に基づき長崎市へ提出した書類があれば、その書類の写しを添付すること

(2) 精算想定額内訳

経費区分	対象経費の 支出想定額	積算内訳	備考
(例) 掘削費 運搬費 処分費 ○○○ ・ ・ ・	円		
合計			

※工事の積算内訳の根拠となる見積書等の関係資料を添付すること。

(別紙2)

年 月 日

長崎港湾漁港事務所長 様

申請者住所

氏名

印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

このことについて、下記のとおり報告します。

- ・消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金

円

(添付書類)

記載内容を確認するための書類 (確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)

※当該控除が該当する場合のみ提出すること

番 号
年 月 日

様

長崎港湾漁港事務所長

神ノ島工業団地土壌汚染対策費補助金交付決定兼交付額確定通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、神ノ島工業団地土壌汚染対策補助金については、神ノ島工業団地土壌汚染対策費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり、交付決定及び交付額を確定したので、通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

金 _____ 円

神ノ島工業団地土壌汚染対策費補助金交付請求書

年 月 日付け 長振港漁第 号で額の確定の通知があった神ノ島工業団地土壌汚染対策費補助金を上記のとおり交付されるよう、神ノ島工業団地土壌汚染対策費補助金交付要綱第9条の規定により、請求します。

年 月 日

長崎港湾漁港事務所長 様

請求者住所

氏名

印

補助金振込先

金融機関名	銀行・信用金庫・農業協同組合	支店・支所
	その他（ ）	（ ）
口座番号		
預金種別	1.普通 2.当座 3.貯蓄預金 4.その他	
フリガナ		
口座名義		